

[説明事項] 常滑市地域公共交通計画の作成について

地域公共交通計画について

地域公共交通計画とは

- 「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする「マスタープラン」です。
- 国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する**基本方針**」に基づき、市が地域の移動に関する**関係者を集めて法定協議会**(常滑市地域公共交通協議会)を開催しつつ、**みんなで協議を重ねて作成していく計画**です。
- 鉄道、バス、タクシーなどの既存の公共交通を活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等の送迎サービス、物流サービスなどの**地域の多様な輸送資源も最大限活用**することで、**持続可能な地域旅客運送サービスの確保**を目指すものです。
- そのためには、交通系 IC カード(manacaやTOICAなど)やQRコード決済によるキャッシュレス化、Wi-Fi環境の整備といった最新の技術や、MaaS(Mobility as a Service)、AI(人工知能)による配車、自動運転などの技術も取り入れ、地域住民だけでなく、国内外の観光客なども含めた**幅広い利用者を使いやすいサービス**になることが必要です。
- 地域公共交通計画は、今後のまちづくりの基盤となるものですので、計画の作成が**市町村の努力義務**とされています

市町村が作成する意義

- 地域公共交通の実態は地域によって異なるので、**まずは地域の現状を理解**した上で、データなどを用いて課題を整理する必要があります。
- 計画の作成には、交通事業者や地域住民など、**課題解決に関わるメンバーとの連携**をする必要があります。
- 市町村は、国や県と比べ、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応したり、関係者との意見交換や調整が行いやすい立場にあり、**地域の実情に合わせた計画をつくることができます**。

地域公共交通計画を作成するメリット

地域公共交通のマスタープラン

- 地域公共交通計画は「**私たちの地域は、こういう考え方で持続的な地域旅客運送サービスを提供します**」という宣言です。
- 地域公共交通計画があることで、様々な個別の要望などに対しても、**全体ビジョンや政策推進の観点から明確に説明できる**ようになります。
- 関係者に対して「**協議結果の尊重義務**」が定められており、計画に基づいて、**地域が一体となって取組みを推進**することができます。

地域の公共交通機関全体の連携

- 地域公共交通計画は、個別の公共交通機関の運行計画ではなく、地域内で運行を行う交通事業の**連携を促し、効率的な地域旅客運送サービスの充実につなげるための全体計画**です。
- 計画をきっかけに、**地域の輸送資源を一体で捉え**、交通機関どうしの連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業をみんなで考えたりできるようになります。
- そのため、**MaaSなどの活用にも非常に重要**です。

特例制度や財政支援の活用

- 計画を作成することで、地域公共交通特定事業を活用するための実施計画が作成できるようになります。
- 実施計画は、国土交通大臣の認定を受けることで、**特例制度や国による財政支援など**が活用できます。

地域公共交通計画に記載する事項

記載しなければならない事項

①基本的な方針

②計画の区域

③計画の目標

・ 利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国や地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について、定量的な目標を設定します。

④目標を達成するために行う事業、その実施主体

⑤計画の達成状況の評価に関する事項

⑥計画期間 ⑦その他計画の実施に関して、地方公共団体が必要と認める事項

記載するよう努める事項

⑧目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項

⑨都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

⑩観光の振興に関する施策との連携に関する事項

⑪⑧～⑩のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

一部項目の事務局案

② 計画の区域…常滑市全域

⑥ 計画期間 …2024～28年度の5年間(第6次常滑市総合計画と終期を合わせるため)

※ その他

2025年度に半田市立半田病院が常滑市の近くに移転するのにあわせ、常滑市民病院と経営統合し、両病院で機能を分担するため、両市からそれぞれの病院への移動ニーズが新たに生じると考えられます。計画期間中盤の重要な出来事として、**関係する取組みなどを掲載する方針**です。